

美里町立美里中学校
いじめ防止等のための基本的な方針

令和8年6月
美里町立美里中学校

○ 目次

はじめに

第1 美里中学校基本方針の策定

第2 いじめ防止等のために対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために本校が実施する施策

(1) いじめ防止等に取り組む組織

生徒指導・教育相談部会

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

イ いじめの早期発見

ウ いじめに対する措置

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

(2) 教育委員会又は町立小・中学校による調査

(3) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

第3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にもどの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

本方針は、児童（生徒）の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されたものである。

第 1 美里中学校基本方針の策定

1 策定の目的

本校におけるいじめの根絶に向けて、児童（生徒）の尊厳を保持するとともに、町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、美里中学校「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。なお、策定に当たっては、文部科学大臣の定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌（法第 13 条）するとともに、本校の実情を踏まえたものとした。

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・ 町立小・中学校は、町基本方針を参酌し、当該小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）を策定する（法第 13 条）。
- ・ 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ・ 町立小・中学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

2 いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、町・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、次のことを基本として行わなければならない。

いじめは全ての子供に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての子供がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの子供にも起こり得ることから、いじめが子供たちの心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために本校が実施する施策

(1) いじめ防止等に取り組む組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「美里中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導・教育相談部会を母体とし、管理職、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、不登校対策担当、学年生徒指導担当、特別支援教育担当、養護教諭を基本の構成員とする。また、個別の事案に応じて町臨床心理士、学年主任、学級担任や部活動顧問等も加えることができるものとする。さらに、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。

- ・当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- ・当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

問題対策委員会の具体的な役割は以下のとおりである。

ア いじめ防止の取り組みの実施

- ・隔週1回の部会において、学年生徒指導担当より情報収集を行う。
- ・隔週1回の生徒指導ランチミーティングにおいて、各学年・学級の実態や状況の把握を行い、密な情報共有を行う。
- ・いじめに発展しそうな事案においては、早期対応を検討・実施・検証する。

イ いじめ防止に向けた年間計画の作成・実行・検証

- ・いじめ問題の組織的対応やいじめがわかった時の学校での対応を校内研修で実施する。
- ・特活主任と道徳主任と連携し、防止に向けた学活や道徳を実施する。

ウ いじめの相談・通報の窓口

エ 情報の収集と共有

- ・管理職との報告、連絡、相談を密にし、素早い対応にあたる。
- ・支援記録を活用し、心配な生徒やいじめ対応などの記録を残し、どの教員でも同じ指導にあたれるようにする。

オ いじめの疑いに係る情報があつた時の対応を組織的に実施

- ・管理職を中心に指導や支援にあたるチームをつくり、それぞれが複数で対応する。

(2) いじめ防止等に関する措置

※「いじめ対応マニュアル」、
『I's 2019 〜いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック』」を参考、活用する。

ア いじめの未然防止

いじめはどの学校にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自身を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 信頼関係の構築（教師と生徒、教師と保護者）

- ・何か問題が起った時だけでなく、生徒と日頃から関わり（世間話ができたり、本音が聞けたり、落ち着かせたり）が持てる教員を増やす（意図して関わる）。
- ・日々子どもたちの様子（指導場面の内容や、特に頑張っていた時の様子）等を保護者に伝えておく。
- ・保護者アンケート（学校評価）を行い、子どもに対する不安を解消することに役立てる。
- ・家庭連絡を密に行い、家庭からの協力を得る。本年度より5月に三者面談実施

(イ) 学級づくり

美里中向上3原則

- (1) 時間を守る(登下校、授業、給食など)
 - (2) 規律ある授業をする(授業とは教科等にとどまらず、朝会、集会等も含め)
 - ・あいさつ ・チャイム着席 ・授業前に授業道具を揃える
 - ・姿勢をよくする ・つぶしをしない
 - (3) 美しい学校(教室)づくりに徹する(授業の崩れは汚れた学校(教室)から)
 - ・授業前にゴミを拾う、教室の机を揃える(放課後も)
 - ・授業が終わったらきれいな黒板に(授業のスタートは新しい黒板で)
- ・上記の美里中向上3原則をもとに生徒が安心して学校生活を送れるように配慮する。
 - ・人権の視点に立ち、自分のよさや自分との違いのよさを認める活動を推進する。
 - ・生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取り組みを支援する。

(ウ) 学習指導

- ・楽しい授業、わかる授業、子どもの出番のある授業を行う。
- ・学力向上に向けた全体研修の実施や、教員同士の相互授業参観を実施し、積極的な授業改善を行っていく。また、全学調の分析を行い、自校の生徒の課題について協議し、生徒の課題に応じた授業を実施する。

(エ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

- ・道徳や学活の時間に人権の視点に立った授業を行う。
- ・非行防止教室においてインターネットやSNSの使い方を扱い、ネットにおける「加害者」、「被害者」にならないように指導を行う。
- ・PTA理事会にて、保護者に情報提供を行う。

(オ) 生徒理解の徹底

- ・年に2回hyper-QUやAI-GROW、年に4回の巡回相談の実施を行い、支援が必要な生徒への声かけや具体的な支援方法を学び、実践する。

イ 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを教職員は、認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。併せて、学校はアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

(ア) 生徒の悩みや予兆の発見

- ・ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が担任だけでなく「誰にでも」相談できる体制を整える。
- ・ 欠席理由があいまいな生徒や人間関係の問題が心配される生徒、学力に心配がある生徒等には積極的な声かけや家庭連絡、面談を行い、いじめの予兆を発見する。

(イ) 日常の丁寧な関わりと観察

- ・ 生徒の「身体」、「言動」、「態度」、「教育活動」の小さな変化を見逃さず、SOSのサインとして捉え、対応を行っていく。
- ・ 月に1回生活アンケートを行い、生徒が自ら悩みを相談できる体制をつくる。

ウ いじめに対する措置

いじめに対する措置を行うに当たっては、まず、教職員全体でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。

(ア) 教職員のいじめに対する考え方

- ・ 「この学校、学級ではいじめは起こらないだろう」ではなく、「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも」と認識する。
- ・ 「今のからかいは、単なる悪ふざけだろう」ではなく、「いじめかも？注意深く、クラスの様子を見ていこう」とハインリッヒの法則や割れ窓理論を意識し、いじめに対し、積極的な姿勢をもつ。
- ・ 「うちのクラスでいじめ。自分で何とかしなければ」ではなく、「生徒指導主任の〇〇先生に相談しよう」と報告・連絡・相談を徹底し、組織でいじめに対応する。

(イ) 被害生徒の支援と事実確認の徹底

- ・ いじめと思われる事案を発見したら、すぐに当該生徒に対し、必要な支援、措置を講ずる。

- ・速やかに問題対策委員会を開き、情報共有を行う。事実関係の確認（聞き取り・アンケート調査等の実施）を徹底して行い、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- ・被害生徒が、いじめが原因で教室等に入ることができず授業等が受けられなくなってしまった場合は、その生徒が不利益を被らないように配慮する。

（ウ）加害生徒への指導

- ・加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長及び再発防止を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。

（エ）解消までの見守り

- ・いじめを認知した日から3か月間を経過観察中とし、被害生徒、加害生徒には適宜声がけや支援を行う。そして、3か月经過を目安に、本人、保護者のいじめが現在行われていないかの確認が取れ次第、いじめの解消とする。

（オ）関係機関との連携

- ・いじめの認知、対応について、必ず美里町教育委員会に報告する。必要に応じて、教育委員会から指導、助言を受ける。
- ・必要に応じて、他関係機関、専門機関との連携を図る。特に、暴力や性的被害、恐喝による金品の被害、度を過ぎた誹謗中傷などによる心理的な被害、インターネット上での悪質な嫌がらせの被害等がある場合は、初期段階で警察との連携を判断する。

3 重大事態への対処

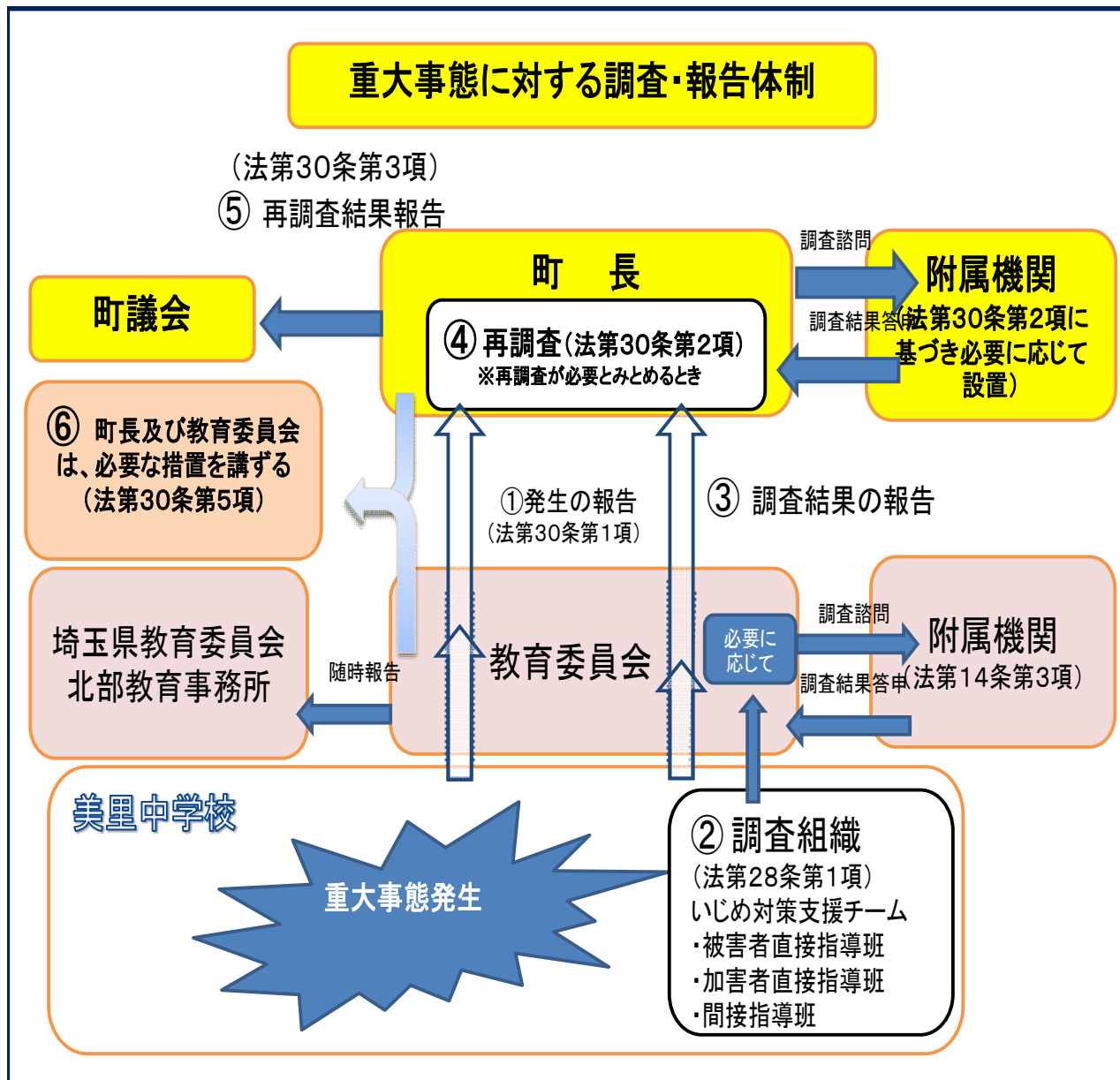
(1) 重大事態とは

重大事態とは・・・

- 一 いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(法第28条第1項より)

具体的には、いじめが原因で

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 年間30日以上欠席に至った場合



(2) 教育委員会又は学校による調査

- ・ 学校は、重大事態が発生した時は、その旨を教育委員会を通じて速やかに町に報告する。
（法第30条第1項）【図①発生の報告】
 - ・ 教育委員会又は学校は、その事態に対応するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する（法第28条第1項）。【図②調査】
なお、学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような時は、教育委員会が調査を実施する。
 - ・ 調査は必要に応じて、教育委員会に設置した調査委員会が行う。
 - ・ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし（法第28条第2項）、提供に当たっては、他の生徒等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
 - ・ 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う（法第28条第3項）。
 - ・ 教育委員会又は学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又は保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又は保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査報告に添えるものとする。【図③調査結果報告】
- ※重大事件に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(3) 重大事態の報告を受けた町長の再調査等

- ・ 町長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は、学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる（法第30条第2項）。【図④再調査】
- ・ 再調査においても、当該生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の生徒等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・ 町長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について再調査を行った時は、その結果を議会に報告する（法第30条第3項）。【図⑤再調査結果報告】
- ・ 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（法第30条第5項）。【図⑥必要な措置を講ずる】

(4) いじめ重大事態への基本的な対応チェックリスト

美里中学校では、以下のチェックリストに従って、いじめ重大事態に対応していく。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)(参考例)

<当該児童生徒に関する情報>

学校名:	学年:	性別:	年齢:
1 いじめ重大事態の発生から調査開始		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、重大事態に至るよりも相当の段階から教育委員会への報告相談を行い、情報を共有するとともに準備作業に取り組む	- 基本方針32頁 - ガイドライン4頁 - 不登校重大事態指針2頁	
2	学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出	- 法第30条第1項 - 基本方針33頁 - ガイドライン5頁 - 不登校重大事態指針3頁	
3	教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい)	
4	教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	- 法第28条第3項 - 基本方針33頁 - ガイドライン6頁 - 不登校重大事態指針4頁	
5	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	- ガイドライン7～10頁 - 不登校重大事態指針9頁	
6	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	- ガイドライン9頁 - 不登校重大事態指針9頁	
7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—	
2 重大事態調査の実施		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	- 法第28条第1項、第3項 - 基本方針35～38頁 - ガイドライン6、10～12頁 - 不登校重大事態指針5～7頁	
3 重大事態調査結果の説明・報告		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いざに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	- 法第28条第2項、第3項 - 基本方針38～39頁 - ガイドライン12～13頁 - 不登校重大事態指針9頁	
2	地方公共団体の長への報告にあたり、被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨を説明すること	- 基本方針39頁 - ガイドライン12頁 - 不登校重大事態指針9頁	
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	- ガイドライン13頁 - 不登校重大事態指針9頁	
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	- 基本方針39頁 - ガイドライン12頁 - 不登校重大事態指針10頁	
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること	- 法第30条第2項～第5項 - 基本方針39～41頁 - ガイドライン15頁 - 不登校重大事態指針10頁	
6	教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	
4 重大事態調査結果の公表検討		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	ガイドライン13～14頁	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認	ガイドライン13～14頁	
3	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	ガイドライン13～14頁	

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

基本方針の取組の検証・見直し

本校は、基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、検証し、必要に応じて見直す。